

かわら版



みのり税理士法人

本社 〒541-0047 大阪市中央区淡路町3-3-10
TEL:06(6229)3325 FAX:06(6229)3327
東京支社 〒160-0007 東京都新宿区荒木町11番24号荒木町エービル3階
TEL:03(5363)9147 FAX:03(5363)9148
ホームページ <http://www.minori-tax.com/>



ロサンゼルス街並み 辻写

NHKの土曜ドラマで「監査法人」が6月から始まりました。弁護士主役のものが多いですが、公認会計士が主人公のドラマは初めてなので興味深く見えています。脚色はありますが、核心を突いており、結構おもしろく出ています。

たまたま、「粉飾の論理」高橋篤史著（東証経済新報社）を読んでいたのですが、事実は小説より奇なりということで、「監査法人」の題材はカネボウ事件ということがわかりました。ドラマの飛鳥屋がカネボウであおなみ興産が興洋染織という設定です。「粉飾の論理」では、興洋染織は二度の工場火災にあい、従業員1名が死亡している。口さがない繊維メーカー幹部は「毛布工場は在庫がたまると火事になると言われている。保険金が下りるからね。」と声を潜める、という記述がありますが、ドラマならともかく事実なら許せないことです。

実務では、会計にも税務にもグレーゾーンが存在します。目先の決算内容をよくみせたがる会社を正すのが公認会計士であり、租税回避に固執する法人を諫めるのが税理士の役割です。同じ決算に関して、こつした二つの役割と判断があるところに会計の難しさとおもしろさがあると思います。経営者の皆様もわれわれ会計人も、そのバランスを失わないことが何よりも大切なことだと確信します。

平成二〇年七月吉日

税理士 辻 正夫

税理士 上野 精一

平成20年4月1日以後開始する（連結）事業年度から金融商品取引法適用会社等には新しいリース会計基準が適用されます。

中途解約禁止とフルペイアウトの要件を満たすファイナンス・リース取引のうち、賃貸借処理が例外的に認められていた所有権移転外ファイナンス・リース（所有権が買い手に移転する契約条項がないなどの取引）に関しても、売買処理が義務付けられました。

法人税でも原則売買取引として処理することになります。

上記のように、国際会計基準への調和の観点から、企業会計では所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃貸借処理を原則として認めないことになりました。これに対応して、法人税も同取引は、賃貸人から借借人への引渡時に、リース資産の売買があったものとするようになりました。すなわち、リース資産とリース負債を両建計上し、資産はリース期間定額法で減価償却を行うとともに、負債は支払の都度減額していくことになります。

一方、法人税は従来からの賃貸借処理を継続し、支払賃貸料をリース資産の償却費として扱う例外処理も認めています。

そこで、新リース会計基準を強制されない中小企業では、簡単な賃貸借処理を継続するケースが多いと思われます。「中小企業の会計に関する指針（平成20年版）」でも、原則として売買に準じた処理を要求し、例外として賃貸借処理を許容しています。法人税は、賃貸借処理した場合でも減価償却費として損金経理したのものとして取扱い、均等額で処理すれば申告調整が不要となります。

消費税法上での注意点！

ただし、消費税法上は、リース資産の引渡時に資産の譲り受けが行われたものとして仕入れに係わる消費税額を控除するため、賃貸借処理を続けた場合、仕入税額控除時期がリース料支払時からリース契約時に前倒しとなりますので、充分注意してください。税額控除時期、金額を間違えた上に、更正の請求期限まで徒過する事態すら生じかねませんので…。

詳しくは、国税庁のホームページが弊社までお問い合わせ下さい。

株式会社 サン・トーア

法人DATA

社名 株式会社 サン・トーア
 代表者 小川 靖展
 所在地 〒541-0041 大阪市中央区北浜3-2-18
 センターホテル大阪 TEL 06-6223-1600
 センターホテル東京 TEL 03-3667-2711
 設立 昭和19年3月22日
 資本金 5,000万円
 加盟団体 社団法人日本観光旅館連盟



センターホテル大阪
外観

CENTER HOTEL 大阪と東京にふたつのホテル

落ち着きとくつろぎの時間を提供します



落ち着きとくつろぎの時間を提供します。
 そして、コンパクトな中にも豪華かつ快適な雰囲気
 を最大限に追及した諸設備。
 安心してお気軽にご利用いただけるエコノミーな価格
 は、必ずやお客様に十分な満足感を味わっていただけ
 ることと信じます。

**CENTER HOTEL
OSAKA**

センターホテル大阪
 〒541-0041
 大阪市中央区北浜3丁目2-18
 TEL : 06-6223-1600
 FAX : 06-6223-1610



商都大阪の中心、淀屋橋・北浜に位置し、京
 都・神戸・奈良へ約1時間と観光及ビジネスの
 拠点としての優れた立地です。

客室料金(サービス料、税込)
 シングルルーム..... ¥ 6,930
 ダブルルーム ¥ 10,500
 ツインルーム ¥ 11,550
 休日前日・休日料金
 シングルルーム..... ¥ 5,985

**CENTER HOTEL
TOKYO**

センターホテル東京
 〒103-0026
 東京都中央区日本橋兜町15-13
 TEL : 03-3667-2711
 FAX : 03-3661-5442



東京駅八重州北口より徒歩10分。東京国際フォー
 ラムへは徒歩15分。今話題の舞浜・お台場へは電
 車で30分圏内。銀座・六本木へは地下鉄で1本。
 観光及びビジネスの拠点として最適です！

客室料金(サービス料、税込)
 シングルルーム..... ¥ 8,925 ~ 9,800
 ダブルルーム ¥ 11,550
 ツインルーム ¥ 11,550 ~ 12,600
 トリプルルーム..... ¥ 15,750
 休日前日・休日料金
 シングルルーム..... ¥ 6,300

... 誰にも邪魔されない、私だけの空間 ...

インターネットでのご予約も承ります

パソコンから <http://www.centerhotel.co.jp/>

携帯から <http://www.centerhotel.co.jp/i/>

Q：平成20年度の税制改正案について教えてください。

減価償却（平成20年4月1日以後に開始する事業年度、既存の資産にも適用可）

平成19年度改正では、残存価格の廃止がありました。今回の改正では、機械及び装置を中心に、資産区分が減り、法定耐用年数が見直されています。

耐用年数の決定時には注意が必要です。

少額減価償却資産の損金算入制度

資本金1億円以下の中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、全額損金に出来る制度は2年間延長され、平成22年3月31日までになりました。

法人事業税の税率（平成20年10月1日以後に開始する事業年度）

法人事業税の税率が改正されます。

それに加えて、地方法人特別税（損金算入可能）という制度が創設されます。

この制度は法人が都道府県に納めている法人事業税の一部を、国が国税として徴収するものです。

教育訓練費（平成20年4月1日以後に開始する事業年度）

中小企業の教育訓練費（従業員のセミナー代や、講習代、授業料等）にかかる税額控除制度が使いやすくなります。以前は過去2年分の研修費より増加しないと使えませんでした。今回は過年度分の集計の必要はなくなりました。

その年度の、セミナー代等きちんと把握出来るようにしておけば、使うことが出来ます。

事業継承に関して

事業継承の障害の一つとなる相続税負担の問題を抜本的に解決する為、非上場株式に係わる相続税の軽減措置については、現行の10%評価減から80%納税猶予に大幅に拡充され、対象が中小企業全般に拡大されます。なお、この制度は平成21年度税制改正において創設されますが、事業継続円滑化法（仮称）の施工日（平成20年10月予定）以降の相続に遡って適用される予定です。また、この新しい事業継承税制の制度化にあわせて、相続税の課税方式を遺産取得課税方式に改めることが検討されます。

一部を簡単にまとめたものですので、詳しい内容や他の改正案につきましては弊社又は国税庁のホームページなどでご確認下さい。また内容が変更される可能性もありますのでご留意下さい。

編集後記

うっとうしい梅雨の季節になり、過ごしにくい日々が続いています。岩手・宮城内陸地震、秋葉原の無差別殺傷事件、原油高に穀物高等々、天災、人災と良くないニュースが連続すると気が滅入ります。今年も半分が過ぎました、お互い頑張りましょう。

